

『不動産無料相談』地区相談会のご案内

(7月・8月・9月)

より地域に密着した“不動産に関する無料相談会”を各地区で開催しております。不動産取引に関する注意点やトラブルの相談など、どうぞお気軽にご利用ください。(開催日・開催場所は変更になる場合もありますので、詳細については、各事務所までお問い合わせ下さい。)

◆山形地区 (問: ☎023-642-8133)

○7月18日(土) 山形市・山形県不動産会館
○8月29日(土) //
○9月19日(土) //

◆長井地区 (問: ☎0238-84-0421)

○7月15日(水) 宅建長井事務所
○8月19日(水) //
○9月16日(水) //

◆寒河江地区 (問: ☎0237-86-4341)

○7月23日(木) 宅建寒河江事務所
○8月24日(月) //
○9月24日(木) //

◆東根地区 (問: ☎023-652-9070)

○7月23日(木) 東根市・さくらんぼタクトセンター
○8月27日(木) //
○9月24日(木) //

◆新庄地区 (問: ☎0233-29-7333)

○7月31日(金) 新庄市・新庄市民プラザ
○8月28日(金) //
○9月25日(金) //

◆酒田地区 (問: ☎0234-26-4420)

○7月14日(火) 宅建酒田事務所
○8月11日(火) //
○9月23日(水) 酒田市・勤労者体育センター

◆米沢地区 (問: ☎0238-23-0001)

○7月14日(火) 宅建米沢事務所
○8月18日(火) //
○9月8日(火) //

◆南陽地区 (問: ☎0238-40-3880)

○7月15日(水) 宅建南陽事務所
○8月19日(水) //
○9月16日(水) //

◆天童地区 (問: ☎023-652-9070)

○7月22日(水) 天童東根村山合同事務所
○8月17日(月) //
○9月15日(火) //

◆村山地区 (問: ☎023-652-9070)

○7月8日(水) 村山市・甌葉プラザ
○8月12日(水) //
○9月9日(水) //

◆鶴岡地区 (問: ☎0235-24-8846)

○7月15日(水) 宅建鶴岡事務所
○8月8日(土) 鶴岡市・勤労者会館
○9月16日(水) 宅建鶴岡事務所



やまがた

ハトマーク通信

2015年
6月
第10号

(公社)山形県宅地建物取引業協会は2016年、50周年を迎えます。

～不動産無料相談所のご案内～

(公社)山形県宅地建物取引業協会及び(公社)全国宅地建物取引業保証協会山形本部は、不動産取引におけるトラブルを未然に防止・解決し、安心・安全な宅地建物取引の実現を推進することを目的として、一般消費者の皆様を対象とした「不動産無料相談所」を開設しております。

不動産取引には、正しい知識が必要です。

不動産を買う、売る、借りる、貸す等、取引に関するさまざまな疑問点やお悩み等に当協会が委嘱した相談員が適切に対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。



相談日時: 毎週水曜日・金曜日

午後1時～午後3時

(祝日・その他特定日を除く)

受付方法: 来館・電話

場所: 山形県不動産会館
山形市松波1-10-1

予約制

【相談専用ダイヤル】

☎0800-800-7509



『不動産キャリアパーソン』受講のご案内

不動産キャリアパーソンは不動産取引『実務』で活かされる基礎知識を学習できる通信教育資格講座です。

不動産キャリアパーソンの特徴

- ☆宅建業従事者だけでなく、消費者の方や学生など誰でも受講可能!!
- ☆不動産取引『実務』の知識習得に重点を置いた通信教育講座
- ☆テキストとインターネットの講義動画で取引実務の基礎知識修得
- ☆パソコンによる修了試験を全国の指定会場で毎月実施



受講の流れ

①受講申込

受講申込書に受講料12,000円(税別)を添えてお申込み下さい。

※申込書の配布等詳しくは・・・山形県宅建協会までお問合せ下さい TEL023-623-7502

②教材到着、修了試験日程・会場の指定

受講期間は教材一式到着から2か月間が目安です。受講期間中に修了試験に受験いただきますので教材到着後、先に試験の日程・会場の指定をお勧めします。

③学 習

学習方法は、テキスト学習が基本ですが、テキスト学習の補助としてインターネットからテキストの解説講義動画をご覧ください。

④修了試験

修了試験は、試験会場のパソコンを使用して行われます。

※パソコンの操作上不明な点は係員が個別に対応しておりますのでご安心下さい。



2015年(平成27年)6月発行

■発行/公益社団法人山形県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会山形本部

■発行人/大場 一夫

■所在地/〒990-0023 山形市松波1-10-1

■電話/023-623-7502

■URL/http://www.yamagata-takken.or.jp

■編集人/野村 俊郎

■山形県不動産会館

■FAX/023-642-7373



●宅地建物取引士とは

- ◆多くの人にとって、マンションや一戸建など不動産の購入は、一生に一度の大きな買い物であり、とても重要な事柄です。その大切な不動産の取引について、消費者の保護の立場から、物件に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引士です。
- ◆このように宅地建物取引士は、不動産取引の専門家として重要な役割を担っており、宅地建物取引業者（一般的にいう不動産業者のことです。）の従業員5人に1人以上の割合で設置が求められるなど、不動産業界で活躍するためには必須の国家資格となっています。
- ◆また、宅地建物取引士の資格は、金融機関をはじめとする多くの企業においても高く評価されています。そして、拡大する不動産投資市場においても、基礎となるスキルを身に付ける上で不可欠な資格となっています。

※宅地建物取引士の資格登録をしている者→全国で約94万人（平成26年3月末現在）

●宅地建物取引士資格試験（宅建試験）とは

- ◆宅地建物取引士資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引士に必要な知識を問う試験で、その内容は宅地建物取引業法のみならず、不動産取引に密接に関連する民法等の法令など多岐にわたり、最もチャレンジしやすい資格試験としても知られています。
- ◆宅地建物取引士資格試験は、一度合格すると一生有効です。ただし、宅地建物取引士として実際の仕事に従事する場合には、都道府県知事への登録・取引士証の交付を受けることが必要となります。

試験の概要……

- 受験資格 年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験できます。
- 実施時期 年1回（10月第3日曜日）
- 試験地 原則として、居住している都道府県内の試験場
- 試験内容
 1. 宅地建物取引業法などの宅地建物取引業者を規律する法令
 2. 民法、借地借家などの不動産取引の基本となる法令
 3. 都市計画法、建築基準法などの土地・建物を制限する法令
 4. 所得税法、地方税法などの土地・建物に対する税を規定する法令
 5. 地下公示法、不動産の鑑定評価などの宅地・建物の価格の評定に関する法令や知識
 6. 不当景品類・不当表示防止法などの不動産の需給に関する法令や実務の知識
 7. 土地・建物に関する知識

地域と暮らしを支える「やりがい」

～あなたも宅地建物取引業をはじめませんか？～

新規入会
会員
募集中

宅地・建物の供給や流通などを主な内容とする宅地建物取引業者の業務は、国民生活にとって最も重要であり、とくに公共性・社会性を要請されるものです。

全国最大規模の不動産業界団体「全宅連」では全国10万人の会員組織であなたの開業をバックアップ致します。

開業に関するお問合せは

（公社）山形県宅地建物取引業協会 ☎023-623-7502



資格がプライドになる。
宅建取引士、
第1回試験。
はじまる。

第1回 平成27年度

宅地建物 取引士 資格試験

宅建主任者が
宅建取引士に
変わりました。

● 郵送申込書配布期間

平成27年7月1日(水)～7月31日(金)

受験手数料 7,000円 合格発表 平成27年12月2日(水)

お問合せ先 Tel.023-623-7502

公益社団法人 山形県宅地建物取引業協会
〒990-0023 山形市松波1-10-1 山形県不動産会館
<http://www.yamagata-takken.or.jp>

● 主な申込書配布場所

- （公社）山形県宅地建物取引業協会
- 山形県宅地建物取引業協会各地区
（山形・米沢・長井・南陽・寒河江・天童東根村山合同事務所・
新庄・鶴岡・酒田）
- くまざわ書店 鶴岡店・山形店
- 戸田書店 山形店

試験地 山形県

※山形県で受験できる方は、
山形県内に住所を有する方に限ります。
指定試験機関 <http://www.reio.or.jp>
（一財）不動産適正取引推進機構



● 試験日

平成27年10月18日(日)

午後1時～3時（登録講習修了者は午後1時10分～3時）

● 申込受付期間

インターネット受付

平成27年7月1日(水)～7月15日(水)
（午前9時30分から）（午後9時59分まで）

郵送受付

平成27年7月1日(水)～7月31日(金)
（当日消印有効）

インターネット申込みできます 不動産適正取引推進機構 検索